

①国名	Republic of Sierra Leone (SL) (シェラレオネ共和国)				
②名称	National Registry for industrial property and copyright Office of the Administrator and Registrar General (OARG)				
③所在地	28 Walpole Street Freetown				
④連絡先	(電話) (232) 76 612 437 (FAX) (232) 75 011 460 (E-mail) feedback@oarg.gov.sl (internet) http://www.oarg.gov.sl/				
⑤組織の長	Administrator and Registrar General : Mrs. Saptieu Elizabeth Saccoh				
⑥沿革	<p>(1) シェラレオネの知財庁は、産業財産の登録と管理を担当する、行政登録長官部の一部署である。</p> <p>(2) シェラレオネにおける特許の登録は、シェラレオネ法Chapter 247で管理されている。 しかし、2012年7月、新たな特許・意匠法が可決された。 この法律では、国際出願をPCT経由、ハアレ議定書経由および直接の国内出願で行うと規定しており、つまり、英国で取得した特許のシェラレオネにおける拡張(適用)は認められなくなる。</p> <p>(3) 商標には、商標法(シェラレオネ1960年法 Chapter 244)が適用され、英国の分類制度に基づく商品の登録のみが認められている。</p> <p>(4) しかし、2012年5月に改正された商標法では、シェラレオネにおける商標の保護、登録、規制について定めている。 この法律では、サービスマーク、団体商標、周知商標の保護と、マドリッド制度経由でシェラレオネへ出願された商標の登録についても定めている。 また、不正競争や商号に関する事項も盛り込まれ、商品及びサービスのニース分類についても定めている。</p> <p>(5) 新たに制定されたこれらの知財法では、商標、特許、意匠、著作権、隣接権に関する法規定、及び知的財産に関する将来的な法律、条約、議定書などすべてを管理・実施する権限を持たせた独立機関として、シェラレオネ知的財産局の設立を求めている。</p>				
⑦所管	特許法、意匠法、商標法				
⑩加盟条約	WIPO 1986/5/18	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)
	ナイロビ(オリンピック)	パリ 1997/6/17	PLT	レコード保護	ローマ
	シンガポール	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)
	ブタペスト	ヘーグ ロンドンアクト		ジュネーブアクト	リスボン
	マドリッド(標章) 1997/6/17	マドプロ 1999/12/28	PCT 1997/6/17	ロカルノ	ニース
	ストラスブール	ウィーン	WTO 1995/7/23		

①国名	Republic of Sierra Leone (SL) (シェラレオネ共和国)					
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	意匠	全数		5	5	
		(内 外国出願)			5	
		(内 日本から)				
	商標	全数	1,452	1,743	1,405	1,225
		(内 外国出願)	1,152	1,443	1,205	1,065
		(内 日本から)	13	8	10	16
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数				
		(内 外国出願)				
		(内 日本から)				
		(内 PCTルート)				
	意匠	全数		3	4	
		(内 外国出願)			4	
(内 日本から)						
商標	全数	1,496	1,703	1,460	1,103	
	(内 外国出願)	1,196	1,423	1,280	953	
	(内 日本から)	12	14	11	14	
出典: WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図>

—
—

①国名	Republic of Sierra Leone (SL) (シエラレオネ共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2012年特許工業意匠法
	③地理的効力の範囲	シエラレオネ国内
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。シエラレオネに非居住の出願人は、シエラレオネ在住の代理人を選任しなければならない。 (特許工業意匠法第11条)
	⑦出願言語	英語(公用語)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から起算して20年。 (特許工業意匠法第24条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物 (特許工業意匠法第3条)
	⑩グレース・ピリオド	次の事項が規定されている。 発明の出版物、口頭、実施等による出願日あるいは優先日前の開示の場合は、開示の日から12月。 (特許工業意匠法第3条)
	⑪非特許対象	(1) 発見、科学的法則、数学の方法。 (2) 商取引を行うための計画、規則又は方法、純粋な心理的行為又はゲームの方法 (3) 人間又は動物に対する治療方法。 (4) その実施が公序良俗に反する発明には特許を付与しない。 (特許工業意匠法第6条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	無。 (特許工業意匠法第18条)
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮出願公開制度の有無	無。
	⑯異議申立制度の有無	無。
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、特許の無効は裁判所に提訴することができる。 (特許工業意匠法第26条)
	⑱実施義務	有。出願日から4年、又は登録日から3年のいずれか遅い方の日までの不実施は、強制実施権設定の対象となる。 (特許工業意匠法第27条)
	⑲費用 単位 SLL (シエラレオネ・レオン)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (情報が得られませんでした) [特許権維持に掛かる費用] 年金
	⑳料金減免措置の有無	無。
	㉑PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Republic of Sierra Leone (SL) (シェラレオネ共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2012年特許工業意匠法
	③地理的効力の範囲	シェラレオネ国内
	④他国制度との関係	ARIPO加盟国
	⑤出願人資格	
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	
	⑦出願言語	英語(公用語)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	出願日から5年、5年ごとに所定の金額を支払うことで2度の更新をすることができる。 (特許工業意匠法第58条)
	⑨新規性判断の基準	
	⑩グレースピリオド	次の事項が規定されている。 発明の出版物、口頭、実施等による出願日あるいは優先日前の開示の場合は、開示の日から12月。 (特許工業意匠法第51条)
	⑪不登録対象	(1)技術的な結果を得るためだけであり、外観の任意の特徴に関して自由を残さない範囲 (2)既に知られているデザインの色の変化のみで構成されるデザイン (3)彫刻、建築、絵画、彫刻、アニメーション、刺繍、写真、および純粋に芸術的な性質の (4)公序良俗に反する意匠 (特許工業意匠法第50条)
	⑫実体審査の有無	無。 (特許工業意匠法第53条)
	⑬審査請求制度の有無	無。条文中に優先審査制度についての規定はない。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。条文中に優先審査制度、早期審査制度についての規定はない。
	⑮部分意匠制度の有無	無。条文中に部分意匠制度についての規定はない。
	⑯関連意匠制度の有無	無。条文中に関連意匠制度についての規定はない。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	無。条文中に組物意匠制度についての規定はない。
	⑱意匠分類	国際分類を採用している。 (特許工業意匠法第50条)
	⑲出願公開制度の有無	有。意匠登録後、公開される。
	⑳秘密意匠制度の有無	無。条文中に秘密意匠制度についての規定はない。
	㉑異議申立制度の有無	無。条文中に異議申立てについての規定はない。
	㉒無効審判制度の有無	無。利害関係人は裁判所に意匠の無効を裁判所に提訴することができる。 (特許工業意匠法第65条)
	㉓登録表示義務	無。条文中に登録表示についての規定はない。
	㉔費用 単位 SLL (シェラレオネ・レオン)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 (情報が得られませんでした) [意匠権の維持に掛かる費用] 年金
	㉕料金減免措置の有無	

①国名	Republic of Sierra Leone (SL) (シエラレオネ共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	1997年6月17日改正施行(1997年商標改正法)
	③地理的効力の範囲	シエラレオネ国内のみ
	④他国制度との関係	無。シエラレオネはARIPO加盟国であるが、バンジュールプロトコルを批准していないため、ARIPOを利用しての商標登録はできない。
	⑤商標法の保護対象	商品、団体商標
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標
	⑦出願人資格	標章の所有者(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義
	⑨本国登録要件	
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。
	⑪出願言語	英語
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から14年。14年ごとに更新できる。
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	次の事項が規定されている。 ・公序良俗に反する標章
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	無。
	⑰一出願多区分制度の有無	有。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	無。登録性及び先願とこコンフリクトが審査される。
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。公開制度はないが、出願は付与後、公告(公開)される。
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も公告日から3月以内に異議申立を行なうことができる。
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、利害関係人は、登録の無効を裁判所に申立ることができる。
	㉔不使用取消制度の有無	有。5年。継続して5年以上の不使用については、不使用取消を裁判所に請求することができる。
	㉕商標分類	独自の50分類の分類を採用している。
	㉖図形要素の分類	(情報が得られませんでした)
	㉗譲渡要件	無。商標は、営業とは無関係に譲渡することができる。

①国名	Republic of Sierra Leone (SL) (シエラレオネ共和国)		
	⑳費用 単位 SLL (シエラレオネ・ レオン)	[出願から登録までに掛かる費用]	
		出願料	
		(情報が得られませんでした)	
	㉑料金減免措置の有無	(情報が得られませんでした)	